

## 校 訓

**自律**：自分で考え，自ら行い，責任を果たす。  
**協力**：相手の立場に立って，力を合わせ，切磋琢磨する。  
**勤勉**：根気強く学び，よろこんで働き，初志を貫徹する。

## 校 章 の 由 来

図柄は中央に霧島を置き，財を図案化して，中を囲む形にしたものです。

霊峰霧島を真正面に仰ぐ県北の静かな農村の高台に新制中学校として昭和 22 年に発足しました。宮崎県との県境にあるこの町で，私たちは日に七変化する高千穂を朝夕仰いで，無言の教訓を受けています。



# 財部中学校校歌

作詞 富松良夫

作曲 園山民平



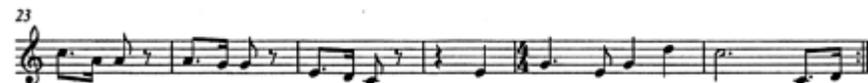
あー さひかが や くき ぼうのおかに みーどりににお うわ かきわーれ  
 そー らはあおぐ もきよ うどのもりに むーかしをしの ぶわ かきわーれ  
 ゆー きをいた だくた かけほのみね あーおぎてす す むわ かきわーれ



ら は な にわ か ばにひ びーあたらし く ま な びての ぼ んただ  
 ら ほ し にあ らしにひ びーあたらし く ま な びての ぼ んつと  
 ら し も にこ おりにひ びーあたらし く ま な びての ぼ んいき



き よ ら か に い ざや た たえん た から べ 中 学 わ れら  
 め は げ み て つ ねに ほ こらん た から べ 中 学 わ れら  
 た か ら か に さ らば う たわん た から べ 中 学 わ れら



わ れら わ れら わ れら い の ち わ か し そー  
 わ れら わ れら わ れら い の ち た だ し ゆー  
 わ れら わ れら わ れら い の ち つ よ し

一、  
 朝日がややく希望の丘に  
 緑におう 若き我ら  
 花に若葉に 日々新しく  
 学びて伸ばん ただ清らかに  
 いざやたたえん 財部中学  
 我ら 我ら 我ら 我ら 命若し

二、  
 空は青雲 郷土の森に  
 昔をしのぶ 若き我ら  
 星にあらしに 日々新しく  
 学びて伸ばん 務め励みて  
 常に誇らん 財部中学  
 我ら 我ら 我ら 我ら 命正し

三、  
 雪をいただく 高千穂の峯  
 仰ぎて進む 若き我ら  
 霜に氷に 日々新しく  
 学びて伸ばん 意気高らかに  
 さらに歌わん 財部中学  
 我ら 我ら 我ら 我ら 命強し

# 生徒心得

財部中学校の生徒である自覚と誇りをもって行動しよう。

## 1 欠席・遅刻・早退の連絡

- (1) 欠席や遅刻をする場合は、保護者から学校へ連絡してもらう。
- (2) 登校前に早退をすることが家庭で決まっている場合も、保護者から学校へ連絡してもらう。その際、保護者が記入したメモでも良い。

## 2 登校

8時10分には着席を完了し、朝の活動の準備を開始する。



朝読書（朝自習），集会時の整列

## 3 校内生活

### (1) 授業開始前

2分前着席，1分前黙想。

教材の忘れ物をした場合は，事前に各教科担任へ伝える。

### (2) 給食（給食当番の決まり）

- ① 給食当番はマスクを着用し，給食着に着替える。
- ② 給食当番全員がそろったら，コンテナ室へ向かう。
- ③ 給食当番の服装がそろっていない給食当番は，衛生上，コンテナ室に入室することはできない。

### (3) 清掃

体育服やジャージに着替える。

### (4) 放課後

部活動以外で学校に残る生徒は，必ず許可を得る。

### (5) その他

- ① 校舎内ではスリッパを履く。
- ② 登校後は無断で校外へ出ない。
- ③ 長いタオルは原則持ち歩かない。ポケットに入るサイズ。

# 部活動について

## 1 活動時間

時 期	部活動終了時刻	下校時刻
4月～10月新人大会	～18時00分	18時15分
10月新人大会後～10月31日	～17時45分	18時00分
11月	～17時15分	17時30分
12月	～17時00分	17時15分
1月	～17時15分	17時30分
2月	～17時30分	17時45分
3月	～18時00分	18時15分

## 2 部活動以外の校外体育活動

- (1) 陸上大会，駅伝大会は学校全体で取り組む。
- (2) それ以外の種目については，校長の許可を得る。

## 3 その他

- (1) 活動終了後は，買い食いや寄り道をしないでまっすぐ自宅に帰る。
- (2) 部活動の服装は，制服，体育服，体育ジャージ，ユニフォームとし，他の服装は許可しない。（各部活動で決まっている服装とする。）
- (3) 休日の部活動について
  - ① 平日の学校の決まりを適用する。
  - ② 服装も上記の(2)と同じとする。

# 服装容儀規定

本校生徒の服装および容儀などは下記のように定める。

## 1 基本的な服装

- ・ 原則として、登下校や授業中は気候や体調に応じて、学校指定の夏服、中間服、冬服を選択して着用する。
- ・ 通学靴は、白色のひも付き運動靴とする。
- ・ 靴下は、白色・黒色の無地とする（スニーカーソックス、ルーズソックスは不可。白色・黒色のワンポイントは可。式典時は黒色。）

## 2 全校生徒共通のルール

### (1) 髪型

- ・ 清潔感を保てるように長い髪はまとめる。
- ・ 肩にかかる場合、髪全体を黒、紺、茶色のゴムで1ヶ所または2ヶ所で結ぶ。（三つ編みでもよい。）
- ・ 前髪は目にかからない。目にかかる場合、ヘアピンで止める。
- ・ ヘアピンは必要以上使用しない。ヘアバンドやリボン、太いゴム等は不可。
- ・ お団子結びは、1ヶ所できれいにまとめる。

#### <禁止事項>

- × 染髪 × 脱色 × 編み込み × 過度な刈上げ
- × 整髪料（ワックス、スプレー、ジェル等）で固める
- × パーマ（ストレートパーマ、アイロンパーマ）

### (2) その他の身なり

- × 眉をそったり抜いたりする
- × 化粧（リップクリームは無色透明、無臭）
- × アクセサリー（ミサンガ、ネックレス）
- × ピアス
- × マニキュア、ペディキュア

※ 髪型（髪質）や身なりで相談がある生徒は、各学級担任に相談する。

### (3) 暑いときの対応

- × 制汗スプレー
- 無香料の制汗シート（学校のゴミ箱に捨てない）
- 年間を通じた水筒持参
- ※ 水筒の中身は水、お湯、お茶、スポーツドリンク。ただし、スポーツドリンクは糖分が多いので、激しい消耗があるとき以外は非推奨。

### (4) 寒いときの対応

- 学校指定か部活動のウインドブレーカー
- 手袋（校舎内での着用不可）
- ネックウォーマー（校舎内での着用不可）      × マフラー
- 黒色タイツ（運動時は衛生上脱ぐ）
- 無地のVネックセーター，ベスト
- カイロ（学校のゴミ箱に捨てない）
- ひざ掛け

- ※ 上記のものは冬服制服を着用した上で使用する
- ※ インナーが制服や体育服の襟や袖から出ないように着こなす

### (5) 通学用かばん

- ・ 学校指定のもの。ただし、転入をしてきた生徒のうち、それまで在籍していた学校で通学用かばんがあれば、それを認める。
- ・ キーホルダーは1つまで。ぬいぐるみ等は不可。（手で握ってかかれるくらいのサイズ）

### (6) 不要物

- × 授業や部活動などの学校生活に不必要なもの全般
- △ はさみやカッター，給食時間に流す音楽の CD  
（事前に教師からの指示や許可がある場合のみ）

- ※ 学校の活動に不要なものを持ってきた場合は学校で一時保管し、保護者にのみ返却する。

- ※ 学校の指導に従わない場合や、学校で修正できない身なりで登校した場合は、家庭に帰って心や身なりを整えてから登校する。

## 制服の着こなし

### ネームについて

- 校内で生活する時は、指定のネームを付ける。

### ブレザー・ポロシャツについて

- ボタンを付けて清潔に着こなす。
- 儀式のときは第1ボタンまで付ける。



### スカートについて

- 折り曲げて着用しない。
- ひざ立ちをしてスカートの裾が床につく長さ。

### スラックス・ベルトについて

- 裾を適当な長さに調節する。
- ベルトは黒色で穴が1列のもの。

## 自転車通学に関する規定

第1条 遠距離通学及び自転車通学が必要と認められる事由が生じた場合には、次に定める規定による自転車通学を認める。

### 第2条 許可に関する諸規定

- 1 自転車通学生は、学校から自宅までの距離が2km以上あるものとする。特別な事情があり、自転車通学が適当であると判断できる場合は許可する。
- 2 部活動をする生徒は1.5km以上とし、1.5km以上～2kmの生徒は、入部届を出した時点から自転車通学を許可する。また、1.5km～2kmの生徒は、部活動を終了した翌日から自転車通学を許可しない。（途中退部も含む。）

### 【自転車通学生の目安】



- 3 自転車通学が必要である生徒は、学校が定める自転車通学許可願を担任に提出する。
- 4 許可願の手続きは、毎学年初めとする。ただし、必要が生じた場合はその都度とする。

### 第3条 通学自転車の諸規定

- 1 通学用自転車は、実用車・軽快車とし、荷台のあるものとする。
- 2 以下のものを禁止する。
  - × ドロップハンドル                      × セミハンドル
  - × アップハンドル                      × 短い一文字ハンドル
  - × ミニサイクル
  - × サドルよりハンドルが極端に低い自転車
  - × 自転車運転の障害となるものおよび、必要以上に飾りたてたと見られる装飾品

### 第4条 自転車通学生の義務に関する諸規定

自転車通学の許可を受けたものは、常に次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 通学用自転車には許可番号のステッカーをつけること。（自転車に自分の住所、氏名を書く）このステッカーは3ヵ年使用するため、紛失や自転車を変えた場合などはステッカーを再度購入し、つけること。
- 2 自転車損害賠償保険等に加入すること。（県の条例による。）保険の未加入者は通学を許可しない。（年度当初に一定の猶予期間は設ける。）
- 3 乗車前に安全点検、整備（特にブレーキ、ライト、ハンドル）をし、自転車点検を受けること。
- 4 自転車通学をするときは、ヘルメットを着用すること。（あごひもをきちんと締める）
- 5 給食センター横の門で自転車を降り、校内では自転車を押して移動すること。
- 6 蛍光タスキを着用すること。
- 7 カバンや補助バッグ等の重い荷物は背負うか、荷台に乗せてゴム紐で縛りつけること。（からまることを防止する観点から、ネットタイプのものが望ましい。）
- 8 雨天時の自転車通学には、雨ガッパを着用すること。（傘は禁止）
- 9 交通規則・交通道德を守ること。（二人乗り禁止、無灯火禁止、並列走行禁止、踏切・交差点での徐行・一旦停止、左側通行）
- 10 ヘルメットは学校指定の物か安全性を保障できる各自で準備した物を使用すること。
- 11 学校・警察・地域の人々の指導や注意を素直に聞き、守ること。

## 第5条 自転車通学違反の規定

- 1 整備不良の通学自転車の場合  
ブレーキ，ライト，ハンドルその他に不良のある自転車は，修理・改善されるまで自転車通学を禁止する。
- 2 自転車通学生の義務違反の場合  
指導に従わず，以下のような行為をした場合，自転車を預かり，自転車通学の停止とする。
  - ・ノーヘル(あご紐をつけていない者もノーヘルとみなす)
  - ・二人乗り
  - ・タスキ未着用
  - ・危険運転
- 3 自転車通学の停止期間について  
停止1回目→1週間      停止2回目→2週間  
停止3回目→3週間      停止4回目→4週間  
停止5回目→通学許可取り消し

※地域や保護者からの通報も違反の対象とする。

# 生徒会規則

## 第1章 総則

第1条 この会は、財部中学校生徒会といいます。

第2条 この会は私たちが協力して、自主的に学校生活の向上をはかることを目的とします。

第3条 この会は、財部中学校の生徒を会員として先生方を顧問とします。

第4条 この会は、学級生徒会を単位として組織します。

第5条 この会で決議されたことは職員会議の決定をもって実行します。

## 第2章 総会

第6条 総会は、この会の最高決議機関であって、会則、予算、決算の承認をし、他の決議もします。

第7条 定期総会は年1回とするが、臨時総会は必要に応じて会長が招集できます。

第8条 総会の成立は、全会員の3分の2以上の出席を必要とします。また、決議は出席人員の過半数の賛成を必要とします。

## 第3章 評議会

第9条 評議会は、本部役員、学級委員長・副委員長、各専門部長・副部長をもって構成するが、必要に応じてその他を加えて構成します。

第10条 評議会の招集は生徒会長が行います。

第11条 評議会は、この会の運営の中心をなす決議機関です。

第12条 評議会の成立は、全評議員の3分の2以上の出席を必要とし、決議は過半数の賛成を必要とします。賛否同数の場合は議長が決定します。

第13条 評議会は次のことをします。

- (1) 生徒会会則の細則をつくる。
- (2) 各種委員会をつくる。
- (3) 総会で審議できない事項を審議する。
- (4) 総会に提出する議案をつくる。

## 第4章 役員

第14条 この会に、次の本部役員をおきます。

会長（1名）副会長（2名）書記（1名）

第15条 会長、副会長は会員の無記名投票によって選出し、書記、会計、各専門部長・副部長は会長が委嘱する。ただし、任期は1ヶ年とし、再任してもよい。

#### 第16条 役員の仕事

- (1) 会長はこの会を代表し、運営にあたります。
- (2) 副会長は会長を助け代理を務めます。
- (3) 書記は会議の記録を保管し、決議事項を掲示します。
- (4) 会計は会費の徴収、保管状況、支出を管理します。

### 第5章 執行委員会

第17条 執行委員会は、本部役員、各専門部長・副部長で構成します。

第18条 執行委員会は、原案を総会に提出し総会や評議員会において決議した事項を執行する。

### 第6章 専門部会

第19条 専門部には、次の5部をおきます。

学習部 生活部 整美部 文化部 保体部

第20条 専門部会は各部の活動計画を立て、評議員会の承認を経て、専門的な活動を行います。

### 第7章 学級生徒会

第21条 この会は、生徒会の単位組織で学級委員長・副委員長をおきます。

第22条 学級委員長・副委員長は学級を代表し評議員会に出席します。

### 第8章 選挙

第23条 選挙はすべて選挙管理委員会のもとに行われ、細則は別に定めます。

### 第9章 会計

第24条 この経費は、会員の会費等をもって行われます。

第25条 会費は総会で決めます。

第26条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。